

平成27年（ワ）第8495号 損害賠償請求事件

原告 出口俊一

被告 左巻健男

答 弁 書

平成27年5月 日

東京地方裁判所民事第7部ほB係 御中

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-6-15

霞ヶ関MHタワーズ2階

法律事務所アルシエン（送達場所）

TEL 03-5510-8255

FAX 03-6674-2504

被告訴訟代理人弁護士 清水 陽 平

同復代理人弁護士 古屋 可 菜 子

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1 当事者」について

第1項のうち、原告が現在ジャーナリストであることについては否認し、その余は不知。第2項は認める。

2 「第2 被告による侮辱及び名誉毀損行為」

(1) 第1項について

ア 第1項(1)について

被告ブログにおいて被告が行った投稿の内容については認め、これに対する評価ないし法的主張については争う。

イ 第1項(2)について

被告ツイッターにおいて被告が行った投稿の内容については認め、これに対する評価ないし法的主張については争う。

ウ 第1段落(3)について

第1段落は認め、第2段落は否認ないし争う。

リンクの情報は単なるリンク先に接続するための文字データに過ぎない。原告は名誉権侵害を主張するようであるが、名誉権侵害となるためには、その侵害の状態が目に見える形で存在することが必要である。しかし、リンク情報(URL)は、あくまでリンク先のウェブページの存在を紹介するに過ぎず、それ自体何らかの権利を侵害するものではない。したがって、これをもって外形的・客観的な記載内容それ自体が原告の権利を侵害することは、基本的にない。

また、仮にこれがあり得るとしても、そもそもリンク先の記事である訴状添付別紙1の1第3項記載の記事内容は、真実に基づく正当な意見論評であり、原告に対する人格権侵害を構成しない。

(2) 第2項について

ア 第2項(1)について

ア、イ、ウのうち、いずれも被告による投稿の内容等について記載する第1段落は認め、それに対する評価ないし法的主張について記載する第2段落は否認ないし争う。

被告による各投稿は、いずれも表現の自由の範囲内における正当な

言論であり、原告の名誉権を侵害するものではない。

イ 第2項(2)について

ブログにおける記載内容及び原告がEM菌の批判者と直接面会をしたとの事実に関し認め、その余は否認ないし争う。

原告の主張するとおり、原告が批判者と直接面会をしたとの事実は真実である。そのため、被告が行った原告に関する投稿は、真実を根拠とした意見論評であり、事実無根ではない。

3 「第3 損害」について

(1) 第1項について

被告のツイッター及びブログがインターネット上で公開されていること、及び平成27年1月9日時点での被告ツイッターフォロワー数が5691人であることに限り認め、その余は否認ないし争う。

そもそも、被告は原告の名誉権を侵害していない以上、被告が賠償責任を負うべき損害は発生していない。

(2) 第2項について

原告が弁護士に本訴訟提起を依委任したことについては認めるが、その余は否認ないし争う。

4 「第4 結論」について

争う。

第3 求釈明

原告の主張は、それぞれどこまでを訴訟の対象としているのか判然とせず、また、いかなる法的構成により請求をするものであるのか、判然としない。そのため、被告において適切な主張立証が困難であるから、以下の点について釈明を求める。

1 「(1) 被告ブログにおける侮辱」について、被告は、別紙1の1の内

容の他に、甲2のツイートの存在を主張するが、別紙1の1の他に甲2のツイートの内容を侮辱であると主張するものであるのか明らかにされたい。

2 「1 被告の原告に対する侮辱」という点で挙げるものについて、名誉感情侵害のみを主張するものであるのか(名誉権侵害の主張をしないのか)明らかにされたい。

3 「2 被告の原告に対する名誉毀損」について、各投稿のどの点が事実摘示と捉えているのか判然としないものであるため、事実摘示であると捉える部分について明らかにされたい。

4 3と関連するが、原告は、EM菌の批判者と直接面会をしている事実を認めているところ、そうであればこれは事実を前提とした意見ないし論評ではないのか。この点をどのように捉えるべきか、明らかにされたい。

以上